



平健保発第.5 5 6号

平成25年10月22日

小平市国民健康保険運営協議会

会長 小島和夫 殿

小平市長 小林正 則



諮問書

小平市国民健康保険運営協議会規則(昭和34年規則第5号)第2条の規定に基づき、下記の事項について、貴協議会の意見を求めます。

記

小平市の国民健康保険税の税率等を次のとおり改定することについて

1 基礎課税額(医療保険分)

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| (1) 所得割額     | 100分の4.53を100分の4.90に改める。 |
| (2) 資産割額     | 100分の9.60を廃止する。          |
| (3) 被保険者均等割額 | 17,500円を20,500円に改める。     |
| (4) 世帯別平等割額  | 5,400円を廃止する。             |
| (5) 経過措置     | 次のとおり経過措置を設ける。           |

①平成26年度

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| (ア) 所得割額     | 平成26年度に限り100分の4.65とする。 |
| (イ) 資産割額     | 平成26年度に限り100分の6.40とする。 |
| (ウ) 被保険者均等割額 | 平成26年度に限り18,500円とする。   |
| (エ) 世帯別平等割額  | 平成26年度に限り3,600円とする。    |

②平成27年度

- |              |                        |
|--------------|------------------------|
| (ア) 所得割額     | 平成27年度に限り100分の4.78とする。 |
| (イ) 資産割額     | 平成27年度に限り100分の3.20とする。 |
| (ウ) 被保険者均等割額 | 平成27年度に限り19,500円とする。   |
| (エ) 世帯別平等割額  | 平成27年度に限り1,800円とする。    |

2 適用の時期

平成26年度分の国民健康保険税から適用する。